

第2回幌加内町議会定例会 第2号

令和5年6月23日(金曜日)

○議事日程

- 1 議案第28号 幌加内町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第29号 幌加内町税条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第30号 幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第31号 幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 5 議案第32号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 6 議案第33号 工事請負契約の締結について
(新生生二号線外1橋改修工事)
- 7 議案第34号 工事請負契約書締結について
(農場集落排水処理施設改築更新工事)
- 8 議案第35号 工事請負契約の締結について
(幌加内町生涯学習センターふれあいホール舞台吊物装置改修工事)
- 9 議案第36号 物品の取得について(グレーダー)
- 10 議案第37号 令和5年度幌加内町一般会計補正予算(第2号)
- 11 議案第38号 令和5年度介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 12 議案第39号 令和5年度幌加内町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 13 議案第40号 令和5年度幌加内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

(追加日程)

- 1 報告第4号 付託案件の審査結果報告について(議案第28号～30号)
- 2 意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の現実に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)
- 3 発議第2号 幌加内町議会議員の派遣承認について
- 4 閉会中の所管事務調査の申し出について

○出席議員（ 9名）

議長	9番	小川雅昭君	副議長	3番	小関和明君
	1番	中南裕行君		2番	寺崎嘉男君
	4番	中村雅義君		5番	中川秀雄君
	6番	稲見隆浩君		7番	藤井祐君
	8番	蔵前文彦君			

○欠席議員（ 0名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町長	細川雅弘君
副町長	大野克彦君
教育長	村上雅之君
総務課長	中河滋登君
産業課長	清原吉典君
建設課長	宮田直樹君
住民課長	山本久稔君
保健福祉課長	加藤誠一君
地域振興室長	新江和夫君
教育次長	内山渉君
農業委員会次長	櫻井美穂君
総務課主幹	三浦依理子君
建設課主幹	藤田夏樹君
農業委員会会長	鈴木努君
監査委員	菊地勝美君

○出席事務局職員

事務局長	蔵前裕幸君
------	-------

開 会 午前 9 時 0 0 分

◎開会の宣告

○議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は 9 名であります。定足数に達しておりますので、令和 5 年第 2 回幌加内町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小川雅昭君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第 1 議案第 28 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 1 議案第 28 号 幌加内町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。
提案者から、提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （議案第 28 号朗読、記載省略）

本件の提案理由ですが、5 月 14 日発生 of 朱鞠内湖によるヒグマの事件を受け、鳥獣被害実施隊による、町内におけるヒグマ出没時の人畜害の予防及び円滑な駆除等の実施、また、ヒグマ以外の鳥獣による農作物等の被害の予防及び円滑な駆除等の対策を図るため、条例の一部を改正するものでございます。鳥獣被害実施隊を幌加内町非常勤特別職員に追加し、日額について、従来の 6,800 円から鳥獣害への出役の際は 7,000 円に、ヒグマ対策時にはさらに、人命に係わる危険度、時間拘束、早期の出勤を鑑み、1 万 5,000 円として今回、条例の提案を行い、迅速な対応をとることが出来るように体制を整えるものでございます。それでは、新旧対照表により、ご説明申し上げます。右が旧、左が新でございます。第 1 条第 1 項第 12 号に鳥獣被害実施隊を追加し、13 号以降を繰り下げを行う改正、それから、第 2 条第 3 項において、報酬日額 1/2 対象者を規定しておりますが、鳥獣被害実施隊につきましては、除くことを規定してございます。別表について、次のページにかかりますけれども、先ほど申し上げました日額、鳥獣被害実施隊、ヒグマ対策出動の場合、日額 7,000 円及び 1 万 5,000 円を追加するものでございます。この条例は交付の日から執行し、令和 5 年 5 月 1 日より適用する。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第 28 号は、会議規制第 39 条第 1 項の規定によりまして、所管の総務厚生常任委員会へ付託いたします。

◎日程第2 議案第29号

○議長（小川雅昭君） 日程第9 議案第29号 幌加内町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第29条朗読、記載省略）

まず、改正理由について申し上げます。今回の改正理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及びこれらに関連する政令省令が令和5年3月31日に交付されたことに伴い、幌加内町税条例の一部を改正するものでございます。今回の一部改正につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税にわたる改正となります。令和6年から始まります森林環境税、国税でありまして、一人年間1,000円を、令和6年度から賦課徴収するということで、国で決められております。これにつきまして、個人町民税均等割りの枠組みを用いて賦課徴収とする規定の追加が大きな改正点となります。その他としまして新型コロナウイルス感染症対策特例措置の終了、ほか各種軽減措置の延長など、すべて地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うものでございます。それでは条例改正の説明に入らせていただきますが、改正条文新旧対照表での朗読は、省かさせていただきますまして、別にお配りしております令和5年幌加内町議会第2回定例会議案資料これにそって説明させていただきます。議案資料の1ページをご参照ください。議案資料1ページになります。上から順番にまいります。まず、①第34条の9第2項関係でございます。配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の項目でございます。内容としまして、森林環境税の導入に伴い配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額の充当規定の追加となります。②第36条の3の2項、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の項目でございます。その下の③第36条3の2第3項から第6項につきましても項目は同じでございます。②に戻りまして改正内容でございますが、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化を図る規定の追加となっております。③の改正内容につきましては、同条第2項の規定の追加による条項ずれを整備するものでございます。④にまいります。第38条第1項第3項でございます。個人の町民税の徴収方法の項目です。森林環境税の賦課徴収方法について町民税均等割りに賦課する規定を追加しているものでございます。⑤第41条町民税の納税通知書の項目です。納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額及び個人住民税との合算額の記載規定を追加するものでございます。⑥44条第1項から第5項給与所得に係る個人の町民税の特別徴収でございます。給与所得等に係る所得割額及び均等割額の特別徴収に森林環境税額の賦課徴収を含む規定を追加するものでございます。⑦第46条でございます。給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等でございます。これにつきましては、施行規則様式の新設に伴う規程の改正でございます。次に⑧第47条の第1項第2項でございます。給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れでございます。特別徴収から普通徴収に変更された際に還付すべき徴収金が発生した場合、繰入等の規程を適用できる旨を追加するものでございます。続きまして⑨47条第1項第2項公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収でございます。内

容につきましては、⑥と同様でございます。公的年金等の所得に係る分でございます。続きまして⑩第 47 条の 6 第 1 項第 2 項であります。年金所得に係る特別徴収税額の普通徴収額への繰入でございます。改正内容につきましては、これは、⑧と同様でございます。年金所得に係る分でございます。続きまして⑪第 48 条第 1 項第 5 項でございます。法人の町民税の申告納付で、その下の⑫第 50 条第 1 項第 2 項、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続きでございます。⑪、⑫併せまして施行規則様式の新設に伴う規程の改正でございます。⑬第 82 条第 1 項、種別割の税率でございます。原動機付自転車の規格の見直しでありまして、この中の第 1 号のエこの改正によりまして、電動キックボード関係を第 1 号アに適用とするものでございます。次のページ 2 ページをお願いします。⑭第 98 条第 1 項第 5 号、たばこ税の申告納付の手続き、その下⑮第 101 条第 1 項たばこ税に係る不足税額等の納付手続きこれらにつきましては、施行規則様式の新設に伴う規則の改正でございます。⑯附則第 8 条第 1 項、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございます。適用期限の延長となりまして 6 年度までを 9 年度までに 3 年間延長するものでございます。⑰附則第 10 条、読替規定でございます。また、附則第 10 条の 2 第 26 項に係るでございます。法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合でございます。改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等の特例が令和 5 年 3 月 31 日で終了したことによる規定の整備でございます。⑱附則第 10 条の 2 第 3 項から第 26 項でございます。法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合でございます。大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定の追加及び条項ずれの整備でございます。⑲附則第 10 条の 3 第 12 項から第 14 項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告であります。大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置に関する申告の規定の追加及び条項ずれの整備でございます。⑳附則第 15 条の 2、軽自動車税の環境性能割の非課税でございます。その一つとしまして㉑附則第 15 条の 6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例です。この二つにつきましては、環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定の削除でございます。㉒附則第 15 条の 2 の 2 第 4 項でございます。軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例でございます。とびまして㉓でございます。附則第 16 条の 2 第 3 項、項目としまして軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例でございます。この二つにつきましては、改正内容につきましては自動車メーカーの不正抑止のため、不正により生じる納付不足額を徴収する際の加算割合を引き上げる規程の改正でございます。次㉔でございます。附則第 16 条、軽自動車税の種別割の税率の特例、その下㉕附則第 16 条の 2 第 1 項、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例でございます。改正内容はいずれも、グリーン化特例の適用期限が 3 年間延長されたことに伴う改正、条項ずれの整備でございます。最後になります㉖附則第 17 条の 2 第 1 項第 2 項、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございます。適用期限の延長であります。令和 5 年までを 8 年度まで 3 年間延長するものでございます。改正附則にまいります。新旧対照表 25 ページお願いいたします。新旧対照表の 25 ページ以下になってございます。附則施行期日第 1 条この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日よりから適用する。以下 1 号から 3 号における施行期日のおりでございますが、詳細につきましては、先ほどの議案資料の右端の方に施行期日それぞれ記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。また改正附則第 2 条から第 4 条につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布施行に伴う町民税、固定資産税、

軽自動車税の経過措置となります。以上で条例改正の説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第 29 号は、会議規制第 39 条第 1 項の規定によりまして、所管の総務厚生常任委員会へ付託いたします。

◎日程第 3 議案第 30 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 3 議案第 30 号 幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第 30 条朗読、記載省略）

改正理由について、申し上げます。今回の改正理由につきましては、まず 1 点目としまして、賦課限度額の引き上げでございます。令和 5 年度税制改正大綱では、被保険者の負担に配慮した保険料設定を可能とするため賦課限度額の見直しの方向性が示されております。これにより国民健康保険法施行例の一部改正がすでに施行されてございます。令和 5 年度からの国民健康保険税に適應される内容となっております。本町におきましても、保険料負担の公平性の確保及び中間所得層の保険料負担の軽減をはかるために、賦課限度額の引き上げを提案するものでございます。2 点目としまして 1 点目同様でございますが、国民健康保険法施行令の一部改正により低所得者に対する保険料の軽減措置のうち 7 割軽減を除く 5 割軽減及び 2 割軽減の所得判定基準について 3 年ぶりに引き上げを行う提案をするものでございます。なお、すでに施行されております健康保険法施行令の一部を改正する政令における出産育児一時金の引き上げ 42 万円から 50 万円に引き上げたものでございますが、これにつきましては、本町におきましては本年 3 月すでに開会しました第 1 回議会定例会において改正済みであることを申し添えます。3 点目としまして、例年改正を行っております幌加内町国民健康保険税の賦課割合税率及び税額の改正となります。国民健康保険特別会計におきましてはその年度において北海道から求められている収納必要額を基に予算措置をしているところでございますが、幌加内町国民健康保険被保険者の昨年の所得が確定したことから、本年度の税率等の改正を行うものでございます。なお、将来実施されます北海道統一保険料を見据えまして北海道が示します標準保険料率に対しまして賦課割合は整合性を保ったところでございます。しかしながら、所得割につきましては、ここ近年引下げに対しまして慎重をはかってきたところでございますが、今年度につきましては、課税客体所得総額ですが、これが所得の確定により増えたため税率は引き下げの提案であることをご理解いただきたいと存じます。それでは、条例改正の説明に入らせていただきますが、改正条文の朗読は省かさせていただきます、別途お配りしております議案資料の 3 ページから 6 ページで説明いたします。議案資料の 3 ページをお願いいたします。議案資料 3 ページ幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正様式となっております。上段の説明につきましては、今ほど述べたとおりでございますので、割愛させていただきます。1 番目

としまして、課税限度額の引き上げでございます。第2条16条関係です。この中の真ん中にあります後期高齢者支援分、これを現行20万円を改正案22万円、2万円引き上げるものでございます。2としまして軽減判定に係る所得基準額の見直し第16条関係でございます。7割軽減基準額につきましては、改正ございません。次、5割軽減基準額でございますが、下の括弧のとおりでございます。28万5,000円を29万円に改めるものでございます。下の2割軽減基準額につきましては、52万円を53万5,000円に引き上げるものでございます。次、4ページをお願いいたします。3、賦課割合の改正でございます。ここから以下につきましては、現行割合、現行税率の朗読は省かさせて頂きまして、改正割合のみを説明させていただきます。まず、医療分2条第1項関係でございます。所得割増額は、改正ありません。被保険者均等割増額19/100に改めるものでございます。世帯別平等割総額11/100に改めるものでございます。後期高齢者支援分第2条の2第2項関係でございます。所得割総額改正ございません。被保険者均等割総額20/100に改めるものでございます。世帯別平等割総額12/100に改めるものでございます。介護納付金分第2条の2第3項関係です。所得割総額77/100改めるものでございます。被保険者均等割総額14/100に改めるものでございます。世帯別平等割総額は改正ありません。4、税率、税額の改正まず①第3条から第9条になります。医療分所得割第3条関係、3.44/100に改めるものでございます。均等割第5条関係1万5,200円に改めるものでございます。平等割第5条の2、1万7,000円に改めるものでございます。特定世帯8,500円、特定継続世帯1万2,750円にそれぞれ改めるものでございます。後期高齢者支援分所得割第6条関係、0.85/100に改めるものでございます。均等割第7条の2、4,200円に改めるものでございます。平等割第7条の3、4,900円に改めるものでございます。特定世帯2,450円に、特定継続世帯3,675円にそれぞれ改めるものでございます。介護納付金分所得割第8条関係、0.79/100に改めるものでございます。均等割第9条、4,400円に改めるものでございます。平等割第9条の2、3,900円に改めるものでございます。②5ページにまいります。②になります。まず、7割軽減でございます。医療分均等割、1万640円に改めるものでございます。平等割1万1,900円に改めるものでございます。特定世帯、5,950円に、特定継続世帯、8,925円に改めるものでございます。後期高齢者支援金分均等割、2,940円に改めるものでございます。平等割、3,430円に改めるものでございます。特定世帯、1,715円に特定継続世帯、2,572円に改めるものでございます。介護納付金分均等割、3,080円に改めるものでございます。平等割、2,730円に改めるものでございます。③これが5割軽減となります。医療分均等割、7,600円に改めるものでございます。平等割、8,500円に改めるものでございます。特定世帯、4,250円に、特定継続世帯、6,375円にそれぞれ改めるものでございます。後期高齢者支援金分均等割、2,100円に改めるものでございます。平等割、2,450円に改めるものでございます。特定世帯、1,225円、特定継続世帯、1,837円にそれぞれ改めるものでございます。介護納付金分均等割、2,200円に改めるものでございます。平等割、1,950円に改めるものでございます。④2割軽減となります。医療費分均等割、3,040円に改めるものでございます。平等割、3,400円に改めるものでございます。特定世帯、1,700円に特定継続世帯、2,550円にそれぞれ改めるものでございます。後期高齢者支援金分均等割、840円に改めるものでございます。平等割、980円に改めるものでございます。特定世帯、490円に特定継続世帯、735円にそれぞれ改めるものでございます。介護納付金分均等割、880円に改めるものでございます。平等割、780円に改めるものでございます。次のページ6ページお願いいたします。

最後になります。未就学児に係る均等割の軽減となります。まず、医療費分前項第1号ア7割軽減となります。2,280円に改めるものでございます。前項第2号5割軽減となります。3,800円に改めるものでございます。前項第3号アこれが2割軽減に値します。6,080円に改めるものでございます。アからウ以外7,600円とするものです。後期高齢者支援金分前項第1号ア7割軽減でございます。630円に改めるものでございます。前項第2号ア5割軽減になります。1,050円とするものです。前項第3号ア2割軽減となります。1,680円とするものです。アからウ以外につきましては、2,100円に改めるものでございます。以上の他国民健康保険施行令の一部改正に伴い所要の改正、情報の整理を行うものもでございます。なお、賦課割合の見直し、税率、税額の設定につきましては、去る6月6日開催の国民健康保険運営協議会において審議ご承認いただき、この度ご提案させていただくものでございます。改正附則に参ります。新旧対照表下の18ページ参照願います。議案新旧対照表下18ページになります。附則施行期日等第1項、この条例は、公布の日から施行し令和4年4月1日より適応する。附則第2号につきましては、令和4年度分までの国民健康保険税の経過措置となります。以上で条例改正の説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第30号も、会議規制第39条第1項の規定によりまして、所管の総務厚生常任委員会へ付託いたします。

◎日程第4 議案第31号

○議長（小川雅昭君） 日程第4 議案第31号 幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○地域振興室長（新江和夫君） 地域振興室長。

○議長（小川雅昭君） 地域振興室長。

○地域振興室長（新江和夫君） （議案第31条朗読、記載省略）

提案事由についてご説明いたします。

幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画は、過疎地域の支援に関する特別措置法の規定に基づき、過疎地域における持続的発展をはかることを目的に、令和3年度から令和7年度までの5年間の対策と事業内容をまとめ、令和3年9月の町議会第3回定例会において議決をいただき、現在執行しているところであります。この度、幌加内町における過疎対策として市町村計画の事業追加する必要が発生し、市町村計画の変更について議決を求めるものです。

それでは、1ページ目をご覧ください。新旧対照表をご覧ください。左欄に変更前、右欄に変更後の記載となっております。今回の変更につきましては、持続的発展施策区分の新規が1件、事業名の新規が2件、事業内容の追加が4件、文言修正が1件となります。右欄変更後下線部が今回の追加箇所となります。それでは、個別説明をさせていただきます。

持続的発展施策区分4、交通施設の整備、交通手段の確保、事業名（1）市町村道、道路の事業内容に西7条線舗装及び側溝改修事業を追加し、事業主体に町を追加するものです。西7条線舗装及び側溝改修事業につきましては、排水機能の悪化により、道路が凍上するなど舗装に亀裂、陥没が発生し、住民の交通に支障をきたしており、舗装のうち替えに合わせて側溝の改修工事をおこない、排水機能を強化するため追加するものであります。同じく持続的発展施策区分の4、交通施設の整備、交通手段の確保、事業名（8）道路整備機械等の事業内容、除雪機械整備事業のロータリーを除雪ロータリーに変更し、下段に除雪グレーダーを追加するものです。除雪機械整備事業につきましては、計画的に機器の更新を行い、町直営路線の除排雪に使用しておりますが、既存の除雪グレーダーについては平成15年更新し、19年が経過しており、稼働時間も長く老朽化していることから機械力の維持強化をはかるため、予定しており追加するものです。次2ページをご覧くださいと思います。持続的発展施策区分11、再生可能エネルギーの利用の推進を新規で搭載し、事業名（1）再生可能エネルギー利用節を新規に追加し、事業内容にそば殻バイオコークス実証事業を追加し、事業主体に町を追加するものです。事業名（2）過疎地域持続的発展特別事業に再生可能エネルギー利用を新規に追加し、事業内容にそば殻バイオコークス実証運営事業を追加し、併せて事業内容必要性効果の文言を追加し、事業主体に町を追加するものです。次に3ページをご覧くださいと思います。（4）公共施設等総合管理計画等との整合については、他の施策区分と同様に同計画と過疎計画との整合をはかる文言を追加するものです。本町はこれまでそばの生産量日本一として各種農業施設等の整備をはかってきているところですが、平成25年に新設しましたそばのむきみ工場から排出されるそば殻の有効活用が課題となっていたところです。温室効果ガス排出量の削減やゼロカーボンの推進を見据え次世代燃料としてそば殻やそば残さをバイオコークスで加工製品化し、代替エネルギーとしての活用をはかり、持続可能な進行をはかるため追加するものです。実証事業では、バイオコークス製造プラントの建設をすることとなっており、令和5年度から令和7年度までの3ヶ年計画と予定をしております。実証運営事業につきましては、バイオコークス製造に係る運営費の一部を補助する事業となっております。次に下段にあります記載内容については、先ほど2ページでご説明いたしました過疎地域持続的発展特別事業に係るそば殻バイオコークス実証運営事業に再掲したものでありますのでご説明を省略いたします。今回の変更計画に伴う町道西7条線改修事業及び除雪グレーダー整備事業に伴う歳入・歳出予算については、5月30日に開催されました令和5年第2回町議会臨時会において第1号補正予算で議決済みであります。そば殻バイオコークス事業については、道補助金採択時期が7月下旬の見込みであり、採択後の議会において歳入・歳出補正予算を提案する予定であります。本計画につきましては、去る6月12日付けで過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき北海道知事との協議を終えております。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 31 号幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 32 号

○議長(小川雅昭君) 日程第 5 議案第 32 号 辺地に係る総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○地域振興室長(新江和夫君) 地域振興室長。

○議長(小川雅昭君) 地域振興室長。

○地域振興室長(新江和夫君)(議案第 32 条朗読、記載省略)

提案事由についてご説明いたします。

辺地に係る総合整備計画の朱鞠内地区については、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 ヶ年の計画を策定しておりましたが、終期が到来したことから、新たに令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 ヶ年計画を策定するため議決を求めるものです。次のページをお開きください。総合整備計画案、北海道雨竜郡幌加内町朱鞠内辺地。辺地の人口 70 人、面積 6.6 平方キロメートル。1、辺地の概況(1) 辺地を構成する市町村又は字の名称、雨竜郡幌加内町字朱鞠内(2) 地域の中心の位置、雨竜郡幌加内町字朱鞠内 6404 番地の 5(3) 辺地度数 194 点、2、公共的整備を必要とする事情、教職員住宅、朱鞠内小学校では、令和 3 年度より山村留学の募集を開始しており、留学生の受け入れにあたっては、学校の体制を万全にする必要があるため、管理者である学校長住宅を学校隣接地に配備することが求められる。既存の校長住宅は築後 40 年が経過し、老朽化しているもののほか、極寒、豪雪という環境も影響し土砂災害計画区域に指定されているということもあることから、安全なエリアに建て替えが必要な状況にある。公立の小中学校、体育館は児童の健全な発達のために不可欠な施設であるが、老朽化が進んでいる。当該地域は、自然環境が厳しく冬の暴風雪や、近年の気象状況の変化を受けた暴風雨の影響も受けやすく、計画的に改修を行うことで長寿命化をはかる必要がある。こちらは、朱鞠内小学校の体育館となっております。3、公共的施設の整備計画令和 5 年年度から令和 9 年度までの 5 年間。施設名、教職員住宅。事業主体名、幌加内町。事業費、4,730 万円。財源内訳、一般財源 4,730 万円。一般財源の内、辺地対策事業債の予定額 4,490 万円。公立の小中学校。事業主体名、幌加内町。事業費 1,365 万円。財源内訳 1,365 万円。一般財源の内、辺地対策事業債の予定額 1,290 万円。合計事業費 6,095 万円。財源内訳、一般財源 6,095

万円。一般財源の内、辺地対策事業債の予定額 5,780 万円。本件につきましては、去る 5 月 10 日に辺地に係る公共施設等の総合整備計画のための財政上の特別措置等に関する法律、第 3 条第 4 項の規定により基づき、北海道知事との協議を終えております。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 32 号 辺地に係る総合整備計画の策定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 33 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 6 議案第 33 号

工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 33 条朗読、記載省略）

本件の提案事由について申し上げます。

令和 3 年度橋梁点検業務により、改修が必要と判断され令和 4 年度に、補修設計を実施しました新成生 2 号橋外の改修を実施するものです。入札につきましては、去る 6 月 20 日に執行したところであり、工事請負契約の締結のため本議会に議決を求めるものであります。

入札に先だちまして、6 月 1 日に入札選考委員会を開催しまして、三津橋建設㈱、新共開発㈱、幌加内土建㈱、SS 工業㈱の 4 社を指名し、入札の結果、最低価格にて落札しました三津橋建設㈱との工事請負契約を締結したく提案するものであります。なお、工期につきましては、契約の日から令和 6 年 1 月 22 日までとしております。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第34号

○議長(小川雅昭君) 日程第7 議案第34号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長(宮田直樹君) 建設課長。

○議長(小川雅昭君) 建設課長。

○建設課長(宮田直樹君) (議案第34条朗読、記載省略)

本件の提案事由でございますが、農業集落排水処理施設は平成11年11月の供用開始から23年が経過し、施設内の老朽化が進行しており、計画的な老朽化対策また人口減少を踏まえた維持管理の効率化、適正化に向けた対策が必要となっております。この処理施設の整備につきましては、平成29年度に発注しました農業集落排水処理施設機能診断業務にて管路施設、処理施設の現地調査を実施し、機能の劣化状況、健全度を判定し翌平成30年度に機能診断評価結果に基づきまして、対策方法の件と対策コストの算定を行い、対策実施時期、対策の優先度を考慮した農業集落排水処理施設最適化構想を策定いたしました。令和3年度には、機能診断、最適化整備構想の基づき、農業集落排水処理施設計画策定業務により、更新改築計画を作成し、令和4年度に農業集落排水処理施設改築更新実施設計業務を発注しております。改築更新事業につきましては、令和5年度から7年度の3ヶ年で計画しており、事業費につきましては、令和4年度発注の実施設計業務委託を含め6億6,000万円の概算事業で計画しており、令和5年度につきましては、数量算定、工事施工管理業務を含めた改修工事を実施するものであります。入札につきましては、去る6月20日に執行したところでありまして、工事請負契約の締結のため、本議会に議決を求めるものであります。本件につきましても、入札に先だちまして、6月1日に入札選考委員会を開催し、㈱日星電機旭川支店、新栄クリエイト㈱、メタウォーター㈱北海道営業所、荏原商事㈱北海道支店、㈱鶴見製作所北海道支店の5社を指名しまして入札の結果、最低価格にて落札しました新栄クリエイト㈱との工事請負契約を締結したく提案するものであります。なお、工期につきましては、契約の日から令和6年3

月 15 日までとしております。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 34 号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 35 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 8 議案第 35 号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（内山 渉君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（内山 渉君） （議案第 35 条朗読、記載省略）

本件の提案理由について申し上げます。

生涯学習センターふれあいホール舞台吊り物装置改修工事については、築 25 年が経過し、吊り物装置の対応年数に到達することから、安全性の確保が必要なため、令和 4 年度から令和 6 年度まで 3 年間にわたり、段階的な改修を実施しております。今回の契約につきましても、昨年度の手動部分に引き続き電動部分の改修分となりますが、近年の情勢により部品等の調達に時間が有することから、計画的かつ効率的に改修工事を進めるため、令和 6 年度までの 2 ヶ年にわたっての計画を行う事としております。また、本改修工事については、舞台の吊り物装置の整備という特殊技術が必要となる改修工事であり、昨年度の手動部分を担当し、現場器機の状態に精通した業者であることから、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項 2 号によりまず随意契約による、三精テクノロジーズ(株)札幌営業所との工事請負契約を締結したく提案するものです。工期につきましては、先ほども触れましたとおり、2 ヶ年の契約としておりますので、令和 7 年 3 月 31 日までとしております。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 35 号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 36 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 9 議案第 36 号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 36 条朗読、記載省略）

本件の提案事由でございますが、町道の除雪等に使用しております現有のグレーダーは、平成 15 年に取得し、19 年が経過しております。老朽化により修繕費も近年かさんでいることから、更新計画に基づき令和 5 年度更新に向け、社会資本整備交付金事業の交付申請を進めてきたところ、本年 3 月に内示を受け、去る 6 月 20 日に入札を執行したところであります。入札に先立ちまして 6 月 1 日に入札指名選考委員会を開催し、コマツカスタマーサポート㈱北海道カンパニー旭川支店、日本キャタピラー合同会社旭川営業所の 2 社を指名し、入札の結果、最低価格で落札しましたコマツカスタマーサポート㈱北海道カンパニー旭川支店との売買契約を締結したく提案するものであります。なお、納期につきましては、令和 6 年 1 月 31 日までとしております。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論をおわります。

これから、議案第 36 号 物品の取得についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします

休憩 午前 10 時 00 分

再開 午後 14 時 55 分

◎開議の宣告

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

ただいま、総務厚生常任委員長から、付託案件の審査結果報告についての件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第 1 報告第 4 号

○議長（小川雅昭君） 付託案件の審査結果報告について、先に総務厚生常任委員会へ付託いたしました、議案第 28 号 幌加内町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 30 号 幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関しまして、委員長の報告を求めます。

○6 番（稲見隆浩君） 議長、6 番

○議長（小川雅昭君） 6 番、稲見委員長

○6 番（稲見隆浩君） （報告第 4 号 記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって、報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。議案第 28 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 29 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 30 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから順次、討論を行います。始めに議案第 28 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

次に、議案第 29 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

次に、議案第 30 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決を行います。始めに、議案第 28 号 幌加内町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、議案第 28 号は原案のとおり可決すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第 29 号 幌加内町税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、議案第 29 号は原案のとおり可決すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 30 号 幌加内国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、議案第 30 号は原案のとおり可決すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

◎日程第 10 議案第 37 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 10 議案第 37 号 令和 5 年幌加内町一般会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（大野克彦君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（大野克彦君） （議案第 37 号朗読、記載省略）

事項別明細書歳出より説明いたしますので、11 ページ、12 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、議会費、37 万円の追加です。8 節、費用弁償 13 万 4,000 円につきましては、議員選挙後に各常任委員会、特別委員会等の構成や参加する研修、行事が決まったため追加するものであります。次の行政調査旅費、23 万 6,000 円につきましては、新たに設置する活性化等特別委員会に係るものであります。

2 款 1 項 5 目、財産管理費、3,459 万 5,000 円の追加です。14 節、公共施設 LED 化工事につきましては、アルク、高校寄宿舎、福寿荘、北部地域包括ケアセンターの 4 施設について LED 化するものであります。今年度から 3 ヶ年で取り壊し予定のない公共施設の LED 化を進める予定であります。財源につきましては、脱炭素化事業債を予定しております。これにつきましては、充当 90%、交付税バック 50%となっているところであります。

9 目、地域振興費 9 万円の追加です。10 節 修繕料につきましては、朱鞠内コミュニティ公園管理棟入り口前のインターロッキングが凸凹になったため、改修するものであります。

10 目、地域情報通信費、583 万円の追加です。10 節、特別修繕料につきましては、平和地区の国道 275 号に約 300m の防雪柵が今年、開発局の事業で設置される予定であります。その防雪柵設置に当たり、町の光ケーブルを共架している北電柱の移動が必要となり、合わせて、町の光ケーブルを移設するための経費であります。

11 目、総合行政情報システム費、27 万 1,000 円の追加です。17 節、パソコン購入費につきましては、介護、障害者システム用のパソコンを年数がきたため更新するものであります。

7 項 5 目、ワクチン接種対策費、292 万 6,000 円の追加です。22 節、補助金等返還金につきましては、令和 4 年度分のコロナワクチン接種に係わる国庫補助金の事業費確定、清算により、返還するものであります。

次のページをお願い致します。3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費、250 万円の追加です。18 節、外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金につきましては、専門学校生 1 名を予定し、奨学金を追加するものでありますが、学生の希望もあることから、正式決定は、9 月頃を見込んでいます。

2 目、老人福祉費、387 万 2,000 円の追加です。10 節、特別修繕料、46 万 2,000 円につきましては、朱鞠内小規模多機能事業所の屋根を塗装するものです。14 節、朱鞠内老人福祉寮屋根改修

工事、341 万円につきましては、福祉寮の屋根の雨漏りを改善するため張り替えるものであります。

7 目、保健福祉センター管理費、22 万 4,000 円の追加です。10 節、修繕料につきましては、アルク内のトイレ 2 箇所の便座を故障のため、取り替えるものであります。

2 項 1 目、児童福祉総務費、50 万円の追加です。18 節、出産・子育て応援給付金につきましては、昨年度に引き続き、少子化対策として、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備の一環として、相談支援を充実し、経済的支援の一体として実施する交付金制度であります。妊婦届出分 5 万円が 5 件で 25 万円、出産届出分 5 万円が 5 件で 25 万円となっております。国が 2/3、道が 1/6、町が 1/6 の負担割合となっております。

6 款 1 項 3 目、農業振興費、1,249 万 6,000 円の追加です。10 節、特別修繕料につきましては、農産施設のそばの牙城が雪害により、貯留ビン室や機械室の外壁が破損したため、修理するものであります。保険の対応を予定しております。

10 目、農業活性化センター運営費、27 万円の追加です。10 節、特別修繕料につきましては、和室の温風暖房器の老朽化により、更新するものであります。

2 項、次のページをお願い致します。1 目、林業費、992 万 4,000 円の追加です。この目につきましては、ヒグマ被害防止対策に係る経費を追加しております。1 節、非常勤職員報酬 22 万 2,000 円につきましては、議案第 28 号の報酬額の改正に合わせ、今までハンターが出役した分、15 人区分と今後の見回り等を見込み 10 人区でありますけれども、これらを見込み不足分を追加するものであります。8 節、費用弁償、2 万 7,000 円につきましても見回り等の分を追加するものであります。10 節、消耗品費、112 万 5,000 円につきましては、啓発用のぼり 100 本で 47 万 6,000 円、啓発用看板 50 個で 64 万 9,000 円を追加し、13 節、ライセンス使用料、5 万円につきましては、熊の出没情報をインターネットで発信するためのウェブサイト使用料であります。18 節、ヒグマ被害防止対策補助金 850 万円につきましては、朱鞠内湖畔キャンプ場を管理している、シュマリナイ湖ワールドセンターを中心に朱鞠内湖周辺の日常の対策を実施してもらうこととし、キャンプ場の電気柵設置で 300 万円、ポータブル電気柵 5 セットで 75 万円、監視カメラ 42 台 217 万円、専門アドバイザー謝礼金 30 万円、その他草刈り、カメラのモニタリング等の作業、人件費及び予備費も含めまして 228 万円を補助するものであります。なお、ヒグマ対策につきましては、今後も引き続き関係者、関係団体と協議を行ってまいります、その中で、新たな対策が必要となった場合にはその経費につきましては、また補正計上させていただきますのでご理解をお願いいたします。

7 款 1 項 1 目、商工振興費、9,000 円の追加です。18 節、町補償融資利子補給補助金につきましては、新規 1 件の融資申し込みがあるため、増額するものであります。

2 目、観光費、1,600 万 7,000 円の追加です。7 節、物産品宣伝費、308 万円につきましては、昨年に引き続きそば需要拡大事業として、日赤献血とのコラボ PR として札幌・旭川区域で 1 万束を配布するものであります。10 節、修繕料、38 万 5,000 円につきましては、政和道駅トイレの屋上防水改修するものです。11 節、郵便料、10 万 1,000 円につきましては、日赤そばコラボの送料となっております。14 節、町民保養センター車庫改修工事 776 万 6,000 円につきましては、雪害により屋根板金、軒天が破損したため改修するものです。保険の対応を予定しております。次の物産館屋上防水改修工事 467 万 5,000 円につきましては、防水がきかなくなり、雨漏りがあるため改修するものです。

次のページをお願い致します。8款1項2目、ダム再生事業推進費、806万3,000円の追加です。国が行う雨竜川ダム再生事業の工事着手に合わせ、町としても事業推進サポートをするために、目を新設するものであります。12節、中央公民館内部改修工事実勢設計業務委託料につきましては、札幌開発建設部のダム事務所に改修するため設計業務を追加するものであります。5項1目、簡易水道費、160万4,000円の追加です。27節、簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、幌加内浄水場のろ過砂の補填とインボイス対応のシステム改修に係わるものであります。詳細は特別会計にて説明します。6項1目、下水道費、67万9,000円の減額です。27節、下水道事業特別会計繰出金につきましては、消費税の還付に係わるものが主なものです。詳細は、特別会計にて説明いたします。

10款1項3目、教育振興費、92万3,000円の追加です。7節、講師謝礼9万円につきましては、障害のある子どもの教育内容を相談助言できる教育支援委員会の研修講師、相談員の確保ができたので追加するものであります。10節、消耗品費、23万2,000円につきましては、朱鞠内小学校のパソコンソフトで3万2,000円と山村留学用住宅の食器等生活用品消耗品費で20万円を追加するものです。18節、備品購入費、60万1,000円につきましても、山村留学用住宅の家具・家電を購入するものです。朱鞠内小学校の山村留学は、現在のところ申し込み実績がありませんが、短期間でのお試し留学体験等でもできるように家具等を整備するものであります。4目、学校営繕費、101万2,000円の追加です。10節、特別修繕料につきましては、朱鞠内小学校の物置の解体費用であります。雪害での破損や、老朽化による木材の腐食が著しいため解体を実施し、代わりにレンタルガレージにするものであります。次のページをお願いいたします。2項1目、学校管理費、10万2,000円の追加です。8節、費用弁償、2万4,000円につきましては、幌加内小学校の会計年度任用職員の通勤手当が計上漏れがありましたので追加するものであります。13節、車庫借上料、7万8,000円につきましては、朱鞠内小学校のレンタルガレージ2件分であります。4項2目、教育振興費、100万の追加です。18節、そば振興教育補助金につきましては、新たに道外の高校とのそば交流を行うもので、そば祭りに一校、先生を含め5名を招待し、幌高生と一緒にそば祭りで出店するなどの交流を行うために、1人当たり最大20万円を助成補助するものであります。3目、寄宿舎費、14万2,000円の追加です。寄宿舎の衣類乾燥機2台が老朽化により故障したため、更新するものです。11節は古いものを処分するための処分手数料8,000円、17節は乾燥機の購入費で13万4,000円であります。4目、魅力化支援事業、50万円の追加です。17節、備品購入費50万円につきましては、学校PR用や生徒募集用に魅力化を発信するための動画を撮影するため、ドローンを1台を購入するものです。これにつきましては、魅力化事業の国の補助金を予定しているところであります。

以上で説明を終わりますが、人件費に係わる給与費明細を21ページに添付しておりますので、後ほどお見通しをお願いいたします。次に歳入について説明いたします。7ページ、8ページをお願いいたします。9款1項1目、地方交付税、4,078万4,000円の追加です。収支の調整をここで行っております。13款2項1目、民生費国庫補助金33万3,000円の追加。次の14款2項1目、民生費道補助金、8万3,000円につきましては、歳出で説明しました出産・子育て応援給付金の国2/3、道1/6であります。18款1項次のページをお願いいたします。1目、繰越金3,455万1,000円の追加です。これにつきましては、行政報告、決算概要のとおりであります。20款1項1目、総

務債 2,680 万円の追加です。1 節、公共施設 LED 照明導入事業債につきましても、歳出の説明のとおりであります。次に、5 ページ、6 ページをお願いいたします。事項別明細書総括であります。歳入、歳出ともに 1 億 255 万 1,000 円を追加し、総額 43 億 760 万 4,000 円とするものです。3 ページ、4 ページ第 2 表地方債補正につきましては、歳入予算の説明のとおりでありますので詳細については、後ほどお見通し願います。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。事項別明細書歳出 11 ページから質疑を受けます。11 ページ、12 ページについて質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 13 ページ、14 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 15 ページ、16 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 17 ページ、18 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 19 ページ、20 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） それでは次に事項別明細書歳入 7 ページから質疑をお受けいたします。

7 ページ、8 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 9 ページ、10 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） ないようですので、歳入・歳出全般について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 37 号 令和 5 年度幌加内町一般会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 38 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 11 議案第 38 号 令和 5 年度幌加内町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君） （議案第 38 号朗読、記載省略）

事項別明細書歳出よりご説明いたしますので、7 ページ、8 ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目、基金積立金、9 万 6,000 円の追加であります。24 節、基金積立金、介護給付費準備基金で 9 万 6,000 円の追加であります。これは令和 4 年度の介護保険料として徴収した保険料に残額が発生したため、基金に積立金をするものであります。

次に、6 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料還付金、2,000 円の追加であります。22 節、保険料還付金で 2,000 円の追加であります。令和 4 年度で 4 件、1 万 1,520 円の介護保険料の還付が生じたため、不足分を追加するものであります。次に 2 目、償還金、249 万 4,000 円の追加であります。22 節、補助金等返還金で 249 万 4,000 円の追加であります。令和 4 年度の事業費確定による負担金等の返還を見込み追加するものであります。内訳としては、国庫負担分の介護給付費負担金で 141 万 6,657 円、道費負担分の地域支援事業交付金で 70 万 8,182 円、支払基金分の地域支援事業交付金で 37 万 48 円となっております。以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、事項別明細書歳入、5 ページ、6 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料、12 万 6,000 円の追加であります。2 節、過年度分、一般被保険者で 12 万 6,000 円の追加であります。これは、平成 29 年度の滞納繰越分 1 件、3 万 5,000 円と令和 3 年度での滞納繰越分 4 件、9 万 2,000 円を追加するものであります。これらについては、滞納者と連絡を取りながら収納に努めてまいり所存であります。次に、6 款 1 項 1 目、基金繰入金、12 万 4,000 円の減額であります。1 節、介護給付費準備基金繰入金で 12 万 4,000 円の減額ありますが、これは歳出で説明した令和 4 年度の還付金と今ほど説明いたしました、歳入の増減により減額するものであります。ここで歳入と歳出のバランスをとっているものであります。次に、7 款 1 項 1 目、繰越金 259 万円の追加であります。1 節、前年度繰越金 259 万円の追加であります。これは歳出の基金積立金と補助金等返還金を、前年度から繰越したものであります。以上で歳入の説明を終わります。

次に、3 ページ、4 ページをお開きください。事項別明細書総括であります。歳入、歳出、それぞれ 259 万 2,000 円を追加し、総額を歳入、歳出それぞれ 1 億 8,997 万 1,000 円とするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましては、補正項目が少ないので、歳入・歳出全般について質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 38 号 令和 5 年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(小川雅昭君) 起立多数。したがって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 39 号

○議長(小川雅昭君) 日程第 12 議案第 39 号 令和 5 年度幌加内町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長(宮田直樹君) 建設課長。

○議長(小川雅昭君) 建設課長。

○建設課長(宮田直樹君) (議案第 39 号朗読、記載省略)

歳出から説明いたしますので、事項別明細書歳出、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目、財産管理費、223 万 9,000 円の増。10 節、修繕料、41 万 3,000 円。幌加内浄水場埋処理施設にある、ろ過タンク 2 槽中、1 槽のタンクのろ過砂が少なくなったため、砂補充に係る作業代として 41 万 2,720 円を計上するものであります。12 節、水道料金システムインボイス対応業務委託料として 94 万 6,000 円。令和 5 年 10 月 1 日から消費税の仕入れ税額、控除の法式としまして、的確請求書等保存法式いわゆるインボイス制度が導入されます。導入以降につきましては、現在の区分記載請求書等保存法式における請求書等の保存に替えて、的確請求書発行事業者から交付を受けた的確請求書等の保存が仕入れ税控除額の要件となり、的確請求書事業者は取引の相手方である課税事業者から求められた場合、的確請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられ、的確請求書発行者事業者登録、適応税率及び税率ごとに区分して合計した、消費税等を記載する必要があるため、既存システムにインボイス対応に向けた改修費用として計上するものであります。なお、このシステムにつきましては、水道、下水道会計で一つのシステムとなっております。この 94 万 6,000 円の中には、下水道会計分のシステム改修も含めた費用となっております。15 節、補修用資材費として 88 万円。10 節の修繕料で説明しました、ろ過タンク 1 槽分の補充用ろ過砂として 7 m³分を購入するものであります。以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入に移りますので前のページ 5 ページ、6 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目、他会計繰入金 160 万 4,000 円の増、1 節、一般会計繰入金で同額。歳出補正で説明しました修繕料委

託料資材分と、これから説明します消費税の還付額を相殺し不足分を一般会計より繰入するものがあります。6款3項1目、雑入、63万5,000円の増。2節、過年度消費税還付金で同額。令和4年度本事業会計の決算に伴いまして、消費税額が確定し、過払い分63万5,000円の還付を受けるために追加補正するものであります。以上で歳入の説明を終わります。

前のページ3ページ、4ページをお願いいたします。事項別明細書総括であります、歳入・歳出それぞれ223万9,000円を増額し、総額を7,986万9,000とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましても、補正項目が少ないので、歳入・歳出全般について質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 令和5年度幌加内町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第40号

○議長（小川雅昭君） 日程第13 議案第40号 令和5年度幌加内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第40号朗読、記載省略）

歳出からご説明いたします。事項別明細書歳出、7ページ、8ページをお願いいたします。1款1項2目、財産管理費、45万9,000円の増。14節、幌加内地区集落排水整備屋外配管工事で同額。これにつきましては、幌加内市街地区に新築予定である住宅の新築に伴い、直近の下水路へ繋ぐための公共枿の設置及び屋外配管工事に係る所要の経費を計上しております。1款1項3目、浄化槽管理費、47万円の増。10節、修繕料で同額でございます。浄化槽協会の点検によりまして、政和

地区、個人住宅1件で浄化槽内の破損が発見され不適合となったため、破損等補修に係る必要経費を計上しております。以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入の説明に入りますので、前のページをお願いいたします。2款1項1目、他会計繰入金、67万9,000円の減。1節、繰入金で同額。歳出補正で説明しました、修繕料及び工事費92万9,000円とこの後説明いたします過年度消費税還付金160万8,000円を相殺し、不要分を一般会計繰入から減ずるものであります。4款1項1目、雑入、160万8,000円。2節、過年度消費税還付金で同額。令和4年度下水道事業特別会計の決算に伴いまして、消費税が確定し、過払い分としまして160万8,000円の還付を受けるために、追加補正するものであります。以上で歳入を終わります。

前のページ、3ページ、4ページをお願いいたします。事項別明細書総括歳入・歳出それぞれ92万9,000円を増額し、総額を2億4,757万8,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましても、補正項目が少ないので、歳入・歳出全般について質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号令和5年度 幌加内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後15時42分

再開 午後15時44分

◎開議の宣告

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） ただいま、産建文教常任委員長から意見書案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第2 意見書案第1号

○議長(小川雅昭君) 追加日程第2 意見書案第1号 「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)」について

本件につきましては、産建文教常任委員長による意見書案ですので、説明及び質疑・討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。

休憩 午後15時45分

再開 午後15時46分

◎開議の宣告

○議長(小川雅昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長(小川雅昭君) ただいま、小関議員ほか2名から幌加内町議会議員の派遣承認についての件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題として審議したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第3 発議第2号

○議長(小川雅昭君) 追加日程第3 発議案第2号 幌加内町議会議員の派遣承認についての件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

○3番(小関和明君) 議長、3番

○議長(小川雅昭君) 3番、小関議員

○3番(小関和明君) (発議第2号朗読、記載省略)

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。本件に対する質疑・討論を省略し、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後15時51分

再開 午後15時52分

◎開議の宣告

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

ただいま、議会運営委員長及び各常任委員長から閉会中の所管事務調査申し出がありました。これを日程に追加し、直ちに議題として審議をしたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第4

○議長（小川雅昭君） 追加日程第4 閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

本件は、お手元に配布のとおり議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ閉会中の所管事務調査の申し出であります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。本定例会の会議に付されました事件は、全て終了をいたしました

◎会期中の閉会

会議規則第7条の規定によりまして、本日で閉会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。
これで、本日の会議を閉じます。

令和5年 第2回幌加内町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後15時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月23日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員